

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的・性質等

#### 第1項 計画の目的

瑞穂市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、瑞穂市防災会議が瑞穂市の地域にかかる防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

#### 第2項 計画の性質

1 瑞穂市地域防災計画は、「一般対策計画」「地震対策計画」「原子力災害対策計画」の3計画をもって構成するものとし、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「瑞穂市水防計画」とも十分な調整を図る。

2 この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、「瑞穂市国土強靱化計画」を指針とするものとする。

このため、市は、国土強靱化に関する部分については、瑞穂市国土強靱化計画の基本目標である、

- ① 市民の生命の保護が最大限図られること
- ② 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること

を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

3 「一般対策計画」は、風水害等災害に対し、瑞穂市及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進するものであり、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、更に関係機関において別途定める。

4 「一般対策計画」は、関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練、研修を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、市民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努める。

5 「一般対策計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年度の当初に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

### 第3項 計画の構成

「一般対策計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防
- 第3章 災害応急対策
- 第4章 災害復旧

### 第4項 想定する災害

「一般対策計画」の作成に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用、産業構造等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

「一般対策計画」の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。なお、同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する事象の複合災害の発生可能性を認識すること。

- (1) 台風による災害
- (2) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (3) 鉄道事故による災害
- (4) 道路事故による災害
- (5) 原子力事故による災害
- (6) 大規模な火災による災害
- (7) その他の特殊災害

### 第5項 瑞穂市地域防災計画の作成又は修正

瑞穂市防災会議は、瑞穂市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。同計画を作成又は修正する場合は、岐阜県地域防災計画を参考として行うものとする。

### 第6項 計画の用語

「一般対策計画」において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市本部とは、瑞穂市災害対策本部をいう。
- (2) 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- (3) 県支部とは、岐阜県災害対策本部の支部をいう。
- (4) 市計画とは、瑞穂市地域防災計画をいう。
- (5) 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- (6) 市本部長とは、瑞穂市災害対策本部長をいう。

- (7) 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- (8) 県支部長とは、岐阜県災害対策本部の支部長をいう。
- (9) 災対法とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)をいう。
- (10) 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪、その他異常な自然現象(地震を除く。)をいう。
- (11) 事故災害とは、大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故をいう。
- (12) 要配慮者とは、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をいう。

## 第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1項 基本方針

災害対策の実施に当たっては、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、市を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を推進することで、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

### 第2項 実施責任

#### 1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には災害応急措置を実施する。また、市及びその他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

#### 6 市民

大規模災害発生の場合、関係機関の活動が遅延し、又は阻害されることが予想されるため、市民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなを守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努める。

## 第3項 処理すべき事務又は業務の大綱

## 1 市

- (1) 瑞穂市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除と拡大防止
- (5) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (6) 救助、防疫等被災者の救助、保護
- (7) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (8) 被災産業に対する融資等の対策
- (9) 被災市営施設の応急対策
- (10) 災害時における文教対策
- (11) 災害対策要員の動員、雇上
- (12) 災害時における交通、輸送の確保
- (13) 被災施設の復旧
- (14) 関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (15) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

## 2 県

- (1) 岐阜県防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除と拡大の防止
- (5) 救助、防疫等被災者の救助、保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災県営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害時における公安の維持
- (11) 災害対策要員の動員、雇上
- (12) 災害時における交通、輸送の確保
- (13) 災害時における防災行政無線通信の確保と統制
- (14) 被災施設の復旧
- (15) 市町村が処置する事務及び事業の指導、指示、あっせん等
- (16) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

### 3 指定地方行政機関

- (1) 木曽川上流河川事務所
  - ア 河川管理施設等の管理
  - イ 河川管理施設等の応急復旧
  - ウ 災害復旧工事の施行
- (2) 岐阜国道事務所
  - ア 道路施設等の管理
  - イ 道路交通の確保
  - ウ 道路施設等の応急復旧
  - エ 災害復旧工事の施行
- (3) 岐阜運輸支局
  - ア 災害時における輸送の実態調査
  - イ 災害時における自動車輸送事業者に対する輸送命令
  - ウ 災害による不通区間におけるう回輸送及び代替輸送等の始動
  - エ 災害時における関係機関及び輸送機関との連絡調整
- (4) 岐阜地方気象台
  - ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
  - イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説
  - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
  - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
  - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

### 4 自衛隊

- (1) 防災に関する調査推進
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 災害派遣計画の作成
- (4) 防災に関する訓練の実施
- (5) 災事情報の収集
- (6) 災害派遣と応急対策の実施

### 5 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
  - ア 電気通信施設の整備と防災管理
  - イ 災害時における緊急通話の取扱い
  - ウ 被災施設の調査と復旧
- (2) 日本赤十字社岐阜県支部
  - ア 医療、助産、保護の実施

- イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
  - ウ 義援金の募集配分
  - (3) 中部電力パワーグリッド株式会社
    - ア ダム施設等の整備と防災管理
    - イ 災害時の電力供給
    - ウ 被災施設の調査と災害復旧
  - (4) 東海旅客鉄道株式会社
    - ア 鉄道施設の整備
    - イ 電気通信施設及び電力施設の整備
    - ウ 列車の運転規制に係る措置
    - エ う回輸送等輸送に係る措置
    - オ 列車の運行状況等の広報
    - カ 鉄道施設等の応急復旧
    - キ 鉄道施設等の災害復旧
  - (5) 日本放送協会
    - ア 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
    - イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
    - ウ 放送施設の保守
  - (6) 日本郵便株式会社
    - ア 災害時における郵便業務の確保  
郵便の運送、集配の確保
    - イ 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務  
取扱い及び援護対策の実施
      - a 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
      - b 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分
      - c 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便  
等の料金免除
    - ウ 郵便局の窓口業務の維持
  - (7) 東邦ガス株式会社
    - ア ガス施設等の整備と防火管理
    - イ 災害時のガス供給
    - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- 6 指定地方公共機関
- (1) 一般社団法人岐阜県LPガス協会及び一般ガス導管事業者（県内事業者）
    - ア ガス施設等の整備と防火管理
    - イ 災害時のガス供給
    - ウ 被災施設の調査と災害復旧
  - (2) 鉄道事業者（名古屋鉄道株式会社等）

- ア 鉄道施設の整備
  - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
  - ウ 災害時の応急輸送対策
  - エ 被災施設の調査及び復旧
- (3) 一般社団法人岐阜県トラック協会
- ア 安全輸送の確保
  - イ 災害対策人員、輸送の確保
  - ウ 被災地の交通の確保
- (4) 中部日本放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、株式会社岐阜放送、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社岐阜新聞社、株式会社中日新聞社、株式会社毎日新聞社、株式会社朝日新聞社、株式会社読売新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社中部経済新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、社団法人共同通信社、株式会社日刊工業新聞社
- ア 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
  - イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
  - ウ 社会事業団等による義援金の募集、配分
- (5) 土地改良区
- ア 農業用ため池等の施設の設備と防災管理
  - イ たん水防除施設の整備と防災管理
  - ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
- (6) 岐阜県水防協会、水防管理団体
- ア 水防施設、資材の整備と防災管理
  - イ 水防計画の策定と訓練
  - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (7) 一般社団法人もとす医師会、一般社団法人もとす歯科医師会、もとす薬剤師会
- ア 医療及び助産活動の協力
  - イ 防疫その他保健衛生活動の協力
  - ウ 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理
- (8) 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会
- ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
  - イ ボランティア活動の推進
- (9) 瑞穂市緊急対策協力会
- ア 被災住宅の応急修理
  - イ 被災者の救出支援
  - ウ 道路、河川、その他の施設の応急復旧
  - エ 緊急輸送道路の確保のための措置
- (10) 公益社団法人岐阜県バス協会
- 災害時における自動車による人員の緊急輸送



## 7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 農業協同組合
  - ア 市本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力
  - イ 農産物、林産物等の災害応急対策についての指導
  - ウ 被災農林家に対する融資又はあっせん
  - エ 農林業共同利用施設の被害応急対策及び復旧
  - オ 飼料、肥料等の確保又はあっせん
- (2) 病院等管理者
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
  - イ 災害時における病人等の収容及び保護
  - ウ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (3) 社会福祉施設管理者
  - ア 避難施設の整備と避難等の訓練
  - イ 被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
- (4) 社会福祉法人 瑞穂市社会福祉協議会
  - ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
  - イ ボランティア活動の推進
  - ウ 義援金品の配分
- (5) 共同募金会
  - 義援金品の募集、配分
- (6) 瑞穂市商工会
  - ア 市本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力
  - イ 災害時における物価安定についての協力
  - ウ 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
- (7) 金融機関
  - 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
- (8) 学校法人
  - ア 避難施設の整備と避難等の訓練
  - イ 被災者における教育の対策
  - ウ 被災施設の災害復旧
- (9) 高圧ガス取扱機関
  - ア 高圧ガスの防災管理
  - イ 災害時における高圧ガスの供給
- (10) ガソリン等危険物取扱機関
  - ア ガソリン等危険物の防災管理
  - イ 災害時におけるガソリン等の供給
- (11) 医薬品供給機関
  - 災害時における医薬品、医療ガスの緊急輸送

## 8 地域住民の自主防災組織

### (1) 自主防災組織

- ア 自主防災組織の整備
- イ 防災思想の普及
- ウ 防災資機材の整備
- エ 防災訓練への参加
- オ 避難情報、災害情報の伝達
- カ 組織的初期消火
- キ 負傷者などの救出救護
- ク 組織的避難
- ケ 給食給水活動
- コ 避難行動要支援者の支援及びその他の相互扶助

## 第4項 市民等の基本的責務

### 1 市民の責務

「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」が、防災の基本的な考え方であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する市民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、市、国、県、その他公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

### 2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

## 第3節 瑞穂市の地勢と災害の概要

### 1 地理条件

#### (1) 位置

瑞穂市は、濃尾平野の北西部、岐阜県の南西部に位置し、県都岐阜市と大垣市に挟まれた東西約5.5km、南北約6.5km、総面積28.19km<sup>2</sup>の平坦地である。

東西に国道21号線やJR東海道本線が横断し、JR穂積駅から中京圏の中心名古屋まで約30分と近く、東京や大阪へも日帰りで往復できる交通至便の位置にある。

#### (2) 地形、地質

主に長良川・根尾川によってできた扇状地帯で、また、揖斐川や長良川をはじめ、犀川や五六川など18本の一級河川が流れ、北西より東南に緩やかに傾斜している低湿平坦な輪中地帯である。

地質は沖積層で、上流は粒子があらゆる砂利混ざりで、下流は砂・シルト・粘土の混和・堆積した肥沃な土地である。

### 2 気象条件

本市の気象は一般にいう太平洋気候に属し、夏は南東の季節風の影響を受け、温暖多湿であり、冬は北西の季節風並びに伊吹おろしの影響を受け、気温も低い、積雪はあまり多くない。年間降雨量は2,000mm近くに達し、6月、7月、9月が多い。

### 3 災害条件

本市においては、地理的条件等から風水害による被害が大きい、原因別の災害の概要及び将来予想される災害の状況は、概ね次のとおりである。

#### (1) 水害

本市の地勢条件から各河川の堤防、護岸の決壊、溢水等による家屋の流失並びに浸水が発生し、田、畑の冠水が予想される。

#### (2) 火災

近年においては、特記すべき大火はなく、近年道路の新設改良、水道施設の拡張等による水利の拡充、更に消防力の整備強化によって火災対策は整備されつつあるが、市街化区域内においては家屋が密集してきており、加えてガソリンスタンド、プロパンガス等危険物取扱所の増加、事業所・一般家庭における少量危険物の保有、自動車の普及により可燃物の分散が著しい現況においては、強風下あるいは地震等特殊条件下にあっては、大火災の発生が予想される。

#### (3) 風害

台風による直接の被害は、沿海地帯に比べ少ないが、昭和34年の伊勢湾台風、あるいは昭和36年の第2室戸台風のように大型台風が琵琶湖上を北上する場合には、大被害の発生が予想される。

また、昭和51年には台風17号の影響を受けた豪雨により、安八町域内の長良川堤防が決壊し、当時の穂積町・巣南町においても重大な被害を受けたこともあり、水害を伴った風害が起きるケースも考えられるため、警戒が必要である。

(4) 雪害

積雪による被害は少ないが、自動車交通の進展により降雪による道路面の冠雪あるいは凍結による交通災害等の二次災害の発生が予想される。

(5) 震災

本市における地震による大規模な被害は、濃尾大震災のみであるが、他の災害と異なり発生子知あるいは直接的な予防が困難であるので、もし大規模な地震が発生すれば、家屋が密集し危険物施設が点在している現在においては、濃尾大震災以上の被害が予想される。

近年、駿河湾沖を震源とする東海地震の発生が指摘されており、また、南海トラフ巨大地震の発生も危惧されている。内陸型地震にあつては、平成7年に発生した兵庫県南部地震、平成16年に発生した新潟中越地震、平成28年に発生した熊本地震のような活断層に沿った地震の発生が懸念されている。本市域には活断層の存在は確認されていないが、市の南西方には関ヶ原・養老断層系が走行しており、地震発生に備え住宅等が密集している地域を中心に震災対策の整備が必要である。

(6) 原子力

平成24年9月に発表された岐阜県の放射性物質拡散シミュレーション結果によれば、強い冬型の気圧配置で10m/s以上の西北西の風があるなか、敦賀発電所において平成23年3月の福島第一原子力発電所事故と同様の放射性物質の放出が発生し、同時に時間6mm以上の降雨が重なった場合、地表に年間20ミリシーベルトを超える放射性物質（セシウム等）が沈着する地域が、市内に推測された。

## 第4節 災害対策本部の組織

災害の予防、応急対策及び復旧等防災活動に即応する体制を確立するため、市、県、国及びその他公共機関相互の有機的連携を図るとともに、市民の協力により総合的かつ一体的な防災体制を確立するものとする。

### 1 本部編成

本部員会議	
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	
企画部	企画部長、市民安全対策監
総務部	総務部長
市民部	市民部長
健康福祉部	健康福祉部長
都市整備部	都市整備部長、調整監
環境水道部	環境水道部長
巢南庁舎管理部	巢南庁舎管理部長
教育部	教育委員会事務局長
出納部	会計管理者
議会部	議会事務局長
監査部	監査委員事務局長
消防部	瑞穂消防署長、消防団長

本部組織	
企画部	総合政策班
	市民協働安全班
総務部	総務班
	財務情報班
市民部	市民班
	税務班
	医療保険班
健康福祉部	福祉生活班
	子ども支援班
	地域福祉高齢班
	健康推進班
都市整備部	都市開発班
	穂積駅圏域拠点整備班
	都市管理班
	商工農政観光班
環境水道部	上水道班
	下水道班
	環境班
巢南庁舎管理部	市民窓口班
教育部	教育総務班
	学校教育班
	幼児教育班
	生涯教育班
出納部	会計班
議会部	議会事務局班
監査部	監査委員事務局班
消防部	消防署班
	消防団班
水防部	水防班